



和歌山市公報

令和6年（2024年）7月1日
第1778号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【訓令】

番号		ページ
5	和歌山市幹部連絡会議規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・（企画政策課）	2
6	和歌山市政策調整会議規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・（企画政策課）	3
7	和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・（デジタル推進課）	4

【告示】

278	公示送達（令和6年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに介護保険料の令和6年度（令和5年度分）納入通知書（特別徴収））（介護保険課）	5
279	公示送達（令和4年度国民健康保険料更正通知書、令和5年度国民健康保険料更正通知書及び令和6年度国民健康料更正通知書）・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	6
280	和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の規定による補助基準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（保健対策課）	7
281	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	8

【公告】

○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	9
---	--	---

【企業局告示】

23	公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・・・・・（企業総務課）	10
----	---	----

【消防局訓令】

3	和歌山市火災予防規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（予防課）	11
---	---	----

和歌山市訓令第5号

和歌山市幹部連絡会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月1日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市幹部連絡会議規程の一部を改正する規程

和歌山市幹部連絡会議規程（昭和48年達第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、理事」を削る。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

（令和6年7月1日揭示済）

和歌山市訓令第6号

和歌山市政策調整会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月1日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市政策調整会議規程の一部を改正する規程

和歌山市政策調整会議規程（昭和63年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、理事」を削る。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

（令和6年7月1日揭示済）

和歌山市訓令第7号

和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市情報化推進委員会規程の一部を改正する規程

和歌山市情報化推進委員会規程（平成13年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1委員の部理事の項を削る。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

（令和6年7月1日揭示済）

和歌山市告示第 278 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 6 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和 6 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 6 年度第 1 期の納期は、令和 6 年 7 月 11 日に変更する。
令和 6 年度 （令和 5 年度分）	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和 6 年 7 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第279号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年7月24日に変更する
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年7月24日に変更する
令和6年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和6年7月24日に変更する

(別紙省略)

(令和6年7月1日揭示済)

和歌山市告示第 280 号

和歌山市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成 11 年規則第 36 号）第 23 条の規定により次のとおり補助基準額を告示する。

令和 6 年 7 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

補助基準額は、次の表の検査区分欄に掲げる区分に応じ、同表の基準単価欄に定める額とする。

検査区分		基準単価
初回検査	間接撮影	506 円

（令和 6 年 7 月 1 日 揭示済）

和歌山市告示第281号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
高橋 俊文	泌尿器科	ぼうこう・直腸機能障害	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 4丁目20番地	令和6年 7月1日
坂崎 太紀	整形外科	肢体不自由	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 4丁目20番地	令和6年 7月1日
江守 誠司	脳神経内科	肢体不自由	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811番地1	令和6年 7月1日
室谷 知孝	消化器外科	ぼうこう・直腸機能障害	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 4丁目20番地	令和6年 7月1日
山川 義宏	脳神経内科	肢体不自由	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁 45番地	令和6年 7月1日
中井 康雄	脳神経外科	肢体不自由	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811番地1	令和6年 7月1日
杉本 卓也	小児科	呼吸器機能障害	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811番地1	令和6年 7月1日

(令和6年7月1日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市岩橋字宇田1173番1、1173番3、1173番14、1173番15、1173番16、1177番6	和歌山市太田一丁目9番18号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示
和歌山市栄谷字城谷974番257、974番301、字高塚977番185、977番186の一部、977番281の一部（第22工区）	和歌山市中636番地の3 西日本ニュータウン開発株式会社 代表取締役 緋田征満

（令和6年7月1日揭示済）

和歌山市企業局告示第23号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始を次のように変更するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月1日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

供用開始 の年月日	旧 新 別	中央終末処理場に下水を排除すべき区域	供用を開始しようとする排水施設 分流式
令和6年 4月1日	旧	中島、出島、栗栖、鳴神、出水、三葛、中之島、今福四丁目、西小二里一丁目、西浜三丁目の各一部	出島、栗栖、鳴神、出水、三葛、中之島、今福四丁目、西小二里一丁目、西浜三丁目、木ノ本の各一部
	新	中島、出島、栗栖、鳴神、出水、三葛、中之島、今福四丁目、西小二里一丁目の各一部及び西浜三丁目386番39	出島、栗栖、鳴神、出水、三葛、中之島、今福四丁目、西小二里一丁目、木ノ本の各一部及び西浜三丁目386番39

(令和6年7月1日揭示済)

消防局訓令第 3 号

和歌山市火災予防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 7 月 1 日

和歌山市消防局長 谷 口 佳 生

和歌山市火災予防規程の一部を改正する規程

和歌山市火災予防規程（平成 26 年消防局訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 消防長が行う事務の項第 5 号中「第 6 条第 1 項第 4 号」を「第 6 条第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 7 月 1 日揭示済）